

国自安第 8 4 号の 2
国自貨第 8 3 号の 2
国自整第 1 4 9 号の 2
令和 4 年 9 月 3 0 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長
貨物課長
整備課長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和 4 年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成 3 0 年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和 3 年度の事故発生件数は 1 2 3 件（前年度比 8 件減）と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成 2 9 年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和 4 年度緊急対策」を取りまとめ、別添 1 のとおり取り組むこととしましたので、傘下会員に対し周知されるとともに、車輪脱落事故防止対策の積極的な取り組みをお願いします。

なお、各地方運輸局等あてに別紙により通知していることを申し添えます。

国 自 安 第 8 4 号
国 自 貨 第 8 3 号
国 自 整 第 1 4 9 号
令 和 4 年 9 月 3 0 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長 殿
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長 殿
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長 殿

自動車局安全政策課長
貨 物 課 長
整 備 課 長
(公印省略)

大型車の車輪脱落事故防止に係る令和4年度緊急対策の実施について

大型車の車輪脱落事故防止については、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところであるが、令和3年度の事故発生件数は123件(前年度比8件減)と依然として多くの車輪脱落事故が発生していることを踏まえ、平成29年度に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会」において、大型車の車輪脱落事故防止「令和4年度緊急対策」を取りまとめ、別添1のとおり取り組むこととしたので、関係団体と連携して積極的に取り組まれない。

なお、自動車関係団体あてに別紙により通知していることを申し添える。

大型車の車輪脱落事故防止「令和 4 年度緊急対策」

1. 緊急点検の実施

令和 4 年 2 月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析するとともに、大型車の使用者やタイヤ脱着作業者に対するヒアリング調査を行ったところ、「自動車の点検及び整備に関する手引き」に規定されているタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認等について、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない等の問題点が確認されている。

これらの状況を踏まえ、大型車の使用者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図るとともに、ホイール・ボルトやナットの点検整備が適切に実施されているかを確認するための大型車の緊急点検を要請する。なお、効果的な緊急点検の実施ため、対象となる車両の選定を行う。

2. 国土交通省実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

- ① 本省等（各地方運輸局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）及び各運輸支局等（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）は、大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会（以下「連絡会」という。）構成団体と協力し、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順や事故防止啓発動画を用いて、大型車の使用者に対しての広報活動を実施する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための周知・指導

- ① 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、整備管理者研修等において、大型車の車輪脱落事故の発生状況を紹介し、「自動車の点検及び整備に関する手引き」等を活用した適切なタイヤ脱着作業及び、タイヤ脱着後の保守管理を実施するよう、周知・指導を図る。
- ② 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、街頭検査や高速道路等のサービスエリアやパーキングエリア、トラックターミナル等を活用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検等を通じて、大型車の使用者に対して適切なタイヤ脱着作

業及び、タイヤ脱着後の保守管理の実施を呼びかける。なお、実施に当たっては積極的に地方報道機関へ取材要請を働きかける。

- ③ 各地方運輸局等及び各運輸支局等は、運送事業者に対して、4.(1)及び(2)の取組状況を別添2により確認し、同事故防止対策の取組が不十分なときは、積極的な取組を実施するよう指導する。
- ④ 本省等は連絡会構成団体の協力を得て、ホイール・ナットの緩みの総点検を実施するよう各運送事業者へ要請する。

(3) 地方独自の実施事項

各地方運輸局等及び各運輸支局等は、上記(1)及び(2)の取組の他、地域の実情を踏まえた独自の取組期間や対策を追加して実施することも可能とする。なお、追加実施事項について連絡会構成団体の地方組織の協力が必要な場合は、その旨依頼する。

3. 連絡会構成団体共通実施事項

(1) 事故防止対策を推進するための広報・啓発活動

連絡会構成団体は、傘下会員に対して、本省や連絡会で制作したポスター、チラシ、事故防止啓発映像等を用いて、適切なタイヤ脱着作業及び保守管理を実施するように周知・啓発する。また、連絡会構成団体から実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

(2) 事故防止対策の徹底を図るための調査・指導

連絡会構成団体の地方組織は、各運輸支局等から街頭検査の機会を活用した取組について協力要請があった場合は、これに協力する。

(3) 地方独自の実施事項

連絡会構成団体の地方組織は、各地方運輸局等又は各運輸支局等から地方独自の実施事項の協力依頼があったときは、その取組の実施に協力する。

4. 連絡会構成団体別実施事項

● 全日本トラック協会、日本バス協会

- (1) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう周知・徹底を図る。

- ① 整備管理者は、適切なタイヤ脱着作業の実施を確保するため、次の事項を徹底すること。
 - タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業の実施。
 - 自社でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有した者に実施させる。
- ② 運送事業者は、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に確実に実施させること。

特に車輪脱落事故の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車については、重点的な点検・整備の実施を心がけること。

- ③ 整備管理者は、著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。

特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は入念に確認すること。

- ④ 整備管理者は、増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を、運転者やタイヤ脱着作業者に指導すること。なお、整備管理者は、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けること。

- (2) 依然として、自社でタイヤ脱着作業を行った貨物自動車による車輪脱落事故が多く発生していることに鑑み、貨物自動車運送事業者に対しては、以下の実施事項を追加して取り組むよう周知・徹底する。

- ① 整備管理者は、自社で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に対して、別紙1のタイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施、その結果を記録させて、適切なタイヤ脱着作業が行われていることを確認すること。

- ② 整備管理者は、別紙1のタイヤ脱着作業管理表を使用して、タイヤ脱着作業後の増し締めの実施結果を記録し、確実に増し締めが実施されていることを確認すること。

- ③ 整備管理者は、日常点検実施者に別紙2の日常点検表を使用して、「ホイール・ナットの緩み及び脱落」、「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」及び「ホイール・ボルトの折損等の異状」の点検を確実に行わせること。

なお、ホイール・ナットの緩みの点検については、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注1)を施す、又は、市販化されているホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケータ）を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注2)を確実に実施すること。

- (3) 国土交通省から要請される「ホイール・ナットの緩みの総点検」の実施及び結果の報告について、傘下会員へ協力依頼する。
- (4) 全日本トラック協会においては、トルクレンチを有していない事業所への保有を働きかける。

● 全国自家用自動車協会

大型車の使用者に対して、これまで取り組んできた以下の実施事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発を図る。

- ① タイヤ脱着作業日程及び作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施すること。
- ② 大型車のタイヤ脱着作業は、正しい知識を有した者に実施させること。
- ③ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換すること。
特に、ホイール・ボルト、ナットが新品の状態から4年以上経過している車両は、入念に確認すること。
- ④ 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を確認しておくこと。
なお、車載工具で行った際の締め付けトルクの確認は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けることにより行うこと。
- ⑤ タイヤ脱着作業時の作業確認及びタイヤ脱着作業後の日常点検を、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)を心がけ実施すること。

● **日本自動車整備振興会連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、日本自動車タイヤ協会、日本自動車車体整備協同組合連合会、日本自動車販売協会連合会、全国石油商業組合連合会**

傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の注意事項等について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

なお、タイヤメーカーにあっては、自社販売の流通経路を活用してタイヤ専門店、タイヤ販売業者へ周知する。

- ① インパクトレンチを用いてホイール・ナットを締め付ける際は、締め過ぎに注意し、最後にトルクレンチを使用して必ず規定トルクで締め付けること。
- ② ホイール・ナットの規定トルクでの締め付け及びホイールに適合したボルト、ナットを使用すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認すること。
- ③ 入庫する大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について周知すること。
特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的な点検を実施するよう周知・啓発すること。
- ④ 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状

がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを大型車の使用者に理解してもらうよう努めること。

- ⑤ タイヤ脱着作業依頼により入庫する大型車の使用者から、ホイール・ナットへのマーキングや、ホイール・ナットマーカ―（ホイール・ナット回転指示インジケーター）の施工依頼があった場合には、これに応じ適切に対応すること。
- ⑥ タイヤ脱着作業者においても、大型車のタイヤ脱着作業の際は、別紙１のタイヤ脱着作業管理表に沿った作業を行い、依頼者へ作業完了報告するよう努めること。

また、タイヤ脱着作業後の増し締め的重要性を周知・啓発し、確実な増し締めの実施を促すこと。

● 日本自動車工業会、日本自動車車体工業会、日本自動車輸入組合

- (１) 傘下会員に対して、これまで取り組んできた以下の事項について、引き続き取り組むよう広報・啓発する。

- ① 大型車の使用者に対して、車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)の確実な実施を周知すること。

特に、脱落の多い左側後輪や積雪地域、舗装されていない道路を走行する大型車について、重点的に確認するよう啓発すること。

- ② 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換が必要であることを啓発すること。

- (２) 日本自動車工業会においては、上記（１）に加え、以下の事項について実施する

- ① １．の取組にあたっては、緊急点検の実施に必要なホイール・ナットの無償提供を行うこと。
- ② ホイール・ナットマーカ―（ホイール・ナット回転指示インジケーター）を配布すること。

● 日本自動車機械工具協会、日本自動車機械器具工業会、自動車用品小売業協会

傘下会員に対して、これまで取り組んできたタイヤ脱着作業に使用する器具等を販売する際の正しい使用方法や、トルクレンチは定期的な校正が必要であることについて、引き続きタイヤ脱着作業器具等購入者への説明を徹底するよう、周知すること。

５．大型車の車輪脱落事故防止キャンペーンの実施

この大型車の車輪脱落事故防止対策は、大型車の使用者が車輪脱落事故を防止するため、常日頃から継続的に取り組むものであるが、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換時期において車輪脱落事故が多発している状況を鑑み、令和4年10月から令和5年2月末までの間を大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン実施期間として、全国的に展開し大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を図る取組を実施する。

6. 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組の実施

新型コロナウイルス感染症の影響は日々変化している状況にあることから、本省等及び連絡会構成団体（地方組織含む）は、各都道府県の取組を含め最新かつ正確な情報を収集し、地域の実情に踏まえた各種取組を実施する。

注1 ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは、増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注2 ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイール・ナットマーカ（ホイール・ナット回転指示インジケーター）による合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。

※印は、以下の「お・ち・な・い」のポイント（別紙3啓発チラシの記載内容）

1. お・・・おとさない！脱落防止はまず点検。
 - 事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善な手段。
2. ち・・・ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！
 - ボルト、ナットのさびや汚れを落とし、エンジンオイル等を塗布する。
ナットをボルトの奥まで回転させた時、ナットやワッシャがスムーズに回転するか点検する。
 - ワッシャが固着していたり、外れかかっている場合は、ナットを交換する。

3. な・・・ナットを締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付ける。
- 初期なじみのため、タイヤ脱着後50～100km走行後を目安に増し締めを実施する。

4. い・・・1日1回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て、手で触って点検する。
- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検する。

貨物自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和４年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和４年１０月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両の緊急点検を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙３のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 令和４年１０月から、大型車の緊急点検を実施しますので、対象車両あてに郵送するダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者が実施してください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

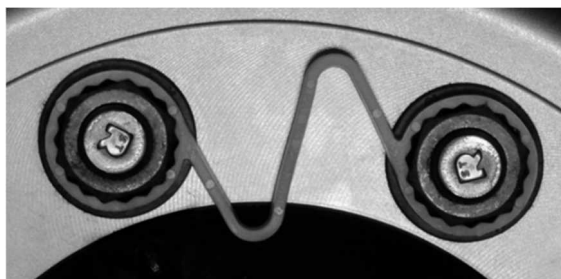
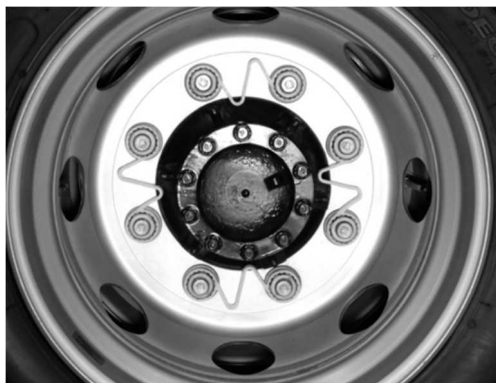
依然として、自社でタイヤ脱着した大型車による車輪脱落事故が多発していることを踏まえた対策

- 自社内で大型車のタイヤ脱着作業を行うときは、作業者に別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」に沿って作業を実施し、その結果を記録してください。
- タイヤ脱着作業完了後、別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」をもとに適正なタイヤ脱着作業が行われていることを確認してください。
- 別紙１の「タイヤ脱着作業管理表」を使用し、増し締めの実施結果を記録してください。
- 点検実施者に別紙２の「日常点検表」を使用し、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行ってください。
 - ・ 増し締め実施後、点検ハンマによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキング^(注１)を施す、又は、ホイールナットマーカを装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検^(注２)を確実に確認してください。

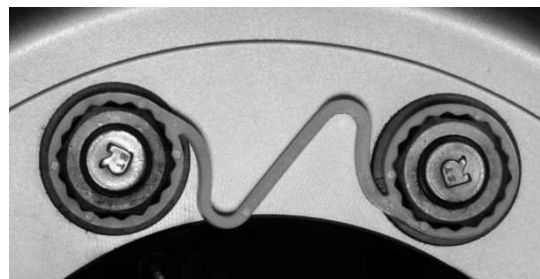
注１ ホイール・ナットへのマーキング（合いマーク）は、目視によりホイール・ナットの緩みを確認可能とする措置であるため、以下の点に留意して施工する。

- ・ マーキングは、対象となるナットが緩んでいないことを確認し、施工する必要がある。
- ・ マーキングは、ボルト、ナットに連続して記入する。できれば、座金、ホイール面まで連続して記入することが望ましい。
- ・ マーキングは増し締め実施後に施工する。タイヤ脱着時にマーキングを施工したときは、増し締め実施後に再度、マーキングを施工する。この場合、以前のマーキングを消して新たに施工するか、以前のマーキングは残し色違いのマーキングを施工するかのいずれかによる。
- ・ マーキングが確認しやすい色（白色、黄色等）を使用する。また、マーキングのずれが目視で判別できるよう、適当な太さで施工する。
- ・ マーキングの記入に使用する塗料は、屋外使用に適し、雨や紫外線等に対して耐久性のあるものを使用する。（例：油性顔料インキ）

注２ ISO方式のホイールにおいて、「ホイール・ナットの緩み」の点検を、ホイール・ナットへのマーキング又はホイールナットマーカによる合いマークのずれの確認により行っても差し支えない。ただし、ホイール・ボルトの折損の点検方法としては不適切であることに留意する。



緩みなしの状態



左右のホイール・ナットが緩んだ状態

旅客自動車運送事業者の皆様へ

大型車の車輪脱落事故防止対策「令和 4 年度緊急対策」について

大型車の車輪脱落事故が依然として多く発生していますので、以下の事故防止対策について積極的な取組をお願いいたします。

1. 事業主・会社代表者の方へ

令和 4 年 1 0 月から、大型車の緊急点検を実施しますので、所有する対象車両について緊急点検の実施を徹底してください。

車輪脱落事故防止のための「お・ち・な・い」のポイント^(※)について、自社内の整備管理者、運転者及びタイヤ脱着作業者に周知徹底を図ってください。

※別紙 3 のチラシを参照

2. 整備管理者・補助者の方へ

- 令和 4 年 1 0 月から、大型車の緊急点検を行いますので、対象車両あてに郵送されるダイレクトメールに同封された作業手順に従って、緊急点検を確実に実施してください。
- 作業時間に余裕を持った、計画的なタイヤ脱着作業を実施してください。
- 自社内でタイヤ脱着作業を行う際は、正しい知識を有したタイヤ脱着作業者に実施させてください。
- 著しくさびたホイール・ボルトやホイール・ナット、ディスク・ホイールでは、適正な締付力が得られないため、タイヤ脱着作業時に点検・清掃や潤滑剤の塗布を行っても、さびが著しいディスク・ホイールや、ひっかかり等の異状がありスムーズに回らないホイール・ボルト及びホイール・ナットは、使用せず交換してください。
- 車輪脱落事故の多い左側後輪について重点的に点検してください。
- 積雪地域や舗装されていない道路を走行する大型車について、入念に点検してください。
- 増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法を運転者やタイヤ脱着作業者に指導してください。なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルクで締め付けてください。

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番

整備管理者確認欄

作業実施者名

実施日 令和

年

月

日

実施箇所		確認・作業内容	結 果 (実施✓・交換×)
清掃 の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検 の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
		ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
		※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認	
油脂類 塗布 の実施	ホイール・ボルト	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ホイール・ナット	☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
	ハブ	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。	
取付	ホイール・ナットの締め付け	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	N・m

保守	ホイール・ナットの増し締め	■ タイヤ脱着後、50～100km走行後の増し締めを実施する。	
----	---------------	---------------------------------	--

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付けること（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

☆ 二硫化モリブデン入りのオイル等は使用しない。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

日常点検表

登録番号又は車番

点検実施者(運転者)名

運行管理者(補助者)確認欄

整備管理者(補助者)確認欄

実施日 令和 年 月 日

点検箇所		点検項目	点検結果 (○・×)	
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ	
			ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機(エンジン)	※ かかり具合、異音	かかり具合	
			異音	
		※ 低速、加速の状態		
	ウインド・ウォッシャ	※ 噴射状態		
	ワイパー	※ 拭き取りの状態		
○ 空気圧力計	空気圧力の上がり具合			
○ ブレーキ・バルブ	排気音			
エンジン・ルームの点検	ウインド・ウォッシャ・タンク	※ 液量		
	ブレーキのリザーバ・タンク	液量		
	バッテリー	※ 液量		
	ラジエータなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合	
		損傷		
車の周りからの点検	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合	
			汚れ	
			損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落	
			ボルト付近さび汁	
			ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂	
			損傷	
	異状な摩耗			
※ 溝の深さ				
○ エア・タンク	タンク内の凝水			
○ ブレーキ・ペダル	※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク			
	※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			
前日・前回の運行において異状が認められた箇所				

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。
□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。
注. ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

「お・ち・な・い」の徹底で 防ごう、大型車の車輪脱落事故

お

とさない！

脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。



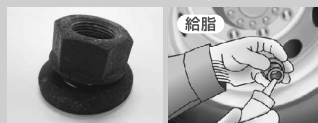
Mr.
整備くん

ち

**ちゃんと清掃、
ちゃんと給脂！**

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させたとき、ナットやワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- ワッシャーが固着していたりはずかかっている場合は、ナットを交換してください。

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！



給脂

な

(ナット)

ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



規定の
締めトルク

- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。

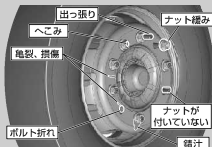


緩める 緩める
右ねじの「R」表示

い

ちにち一回、緩みの点検！

- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



正しい点検方法を
動画でチェック！



ホイールナットの緩みが一目でわかり、高精度な点検が誰でも手軽にできる「連結式ナット回転指示インジケター」の使用方法も動画でご確認いただけます。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDTトラックス) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、
【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

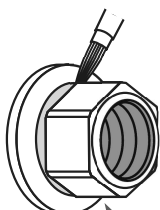


ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について ISO方式

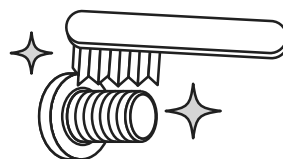
ホイールボルト、ナットのねじ
部と、ナットとワッシャーとの
すき間にエンジンオイルなど
指定の潤滑剤を薄く塗布し、
回転させて油をなじませ
ます。ワッシャーがスムーズに
回転するか点検し、スムーズ
に回転しない場合はナットを
交換してください。ナットの
座面(ディスクホイールとの
当たり面)には塗布しないで
ください。



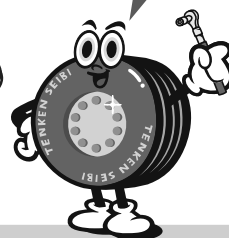
ナットとワッシャー
との隙間への注油も
忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイール ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、ハブ
取付面(ISO方式では、ハブ
のはめ合い部も)、ホイール
ボルト、ナットの錆やゴミ、泥、
追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ!



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。
また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズと ボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



令和4年12月27日
自動車局整備課

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」 の中間取りまとめを公表します

～今後の大型車の車輪脱落事故防止対策のあり方について～

「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」におけるこれまでの検討を踏まえて「中間取りまとめ」がまとめられましたので、公表します。

近年、大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため令和4年2月に設置した「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、今後の車輪脱落事故防止対策のあり方について「中間取りまとめ」がとりまとめられました。

国土交通省では、関係団体と協力して「中間取りまとめ」において提言された車輪脱落事故防止対策を推進して参ります。

【中間とりまとめのポイント】

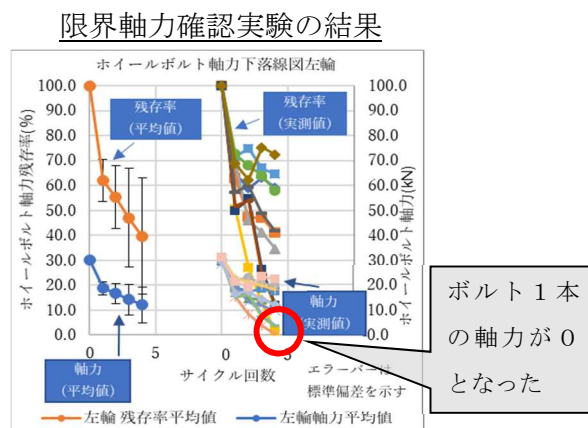
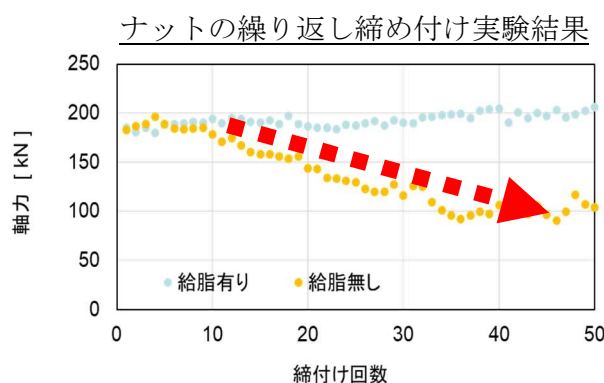
1. 事故調査、実証調査

○車輪脱落事故車両調査、タイヤ脱着作業等の実態調査・分析結果

- 事故車両において、劣化したナットが使用されていたり、ナットの点検・清掃、潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかった
- 規定トルクでナットの締め付けを行っておらず、増し締めも行っていないかった
- 日常点検において、ナットの緩みの有無を確認していなかった
- 整備管理者による指導・管理が不十分であった

○実証実験により明らかになった事項

- ボルト、ナットは適切に潤滑剤の塗布を行わない場合、締め付けを繰り返すたびに、締め付け力（軸力）が徐々に低下する（下記左図）
- 最大積載の大型貨物自動車の左右の駆動輪をメーカーの規定トルクよりも低いトルクで締め付け、悪路条件等を模擬したテストコースをサイクル走行させた結果、軸力が一定の水準より小さい場合に（今回の実験では初期軸力 30kN での実験において）、走行に伴い急速に軸力が低下し、0になることが確認された（赤丸で囲んだ点。下記右図）



2. 提言された車輪脱落事故防止対策

○速やかに実施すべき対策

- 大型車使用者に劣化部品の適切な交換を促す緊急点検の実施
- タイヤ脱着作業者が適切な作業手順・保守管理手順を確認するための動画公開
- 車輪脱落事故防止キャンペーンの継続的实施 等

○中・長期的に実施すべき抜本対策

- 車輪脱落事故惹起事業者等の整備管理者に対する特別研修の新設
- 一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した事業者等の整備管理者に対する、解任命令の発令
- タイヤ脱着作業者の人為的な作業ミスを防ぐための車両対策 等

別紙 1 大型車の車輪脱落事故に係る調査・分析検討会 中間取りまとめ（概要版）

別紙 2 大型車の車輪脱落事故防止のための啓発用チラシ

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、森山
Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）
Tel03-5253-8599（直通）
Fax03-5253-1639

大型車の車輪脱落事故に係る調査・分析検討会 中間取りまとめ（概要版）

1. 趣旨・概要

依然として多発している大型車の車輪脱落事故に係る発生要因の調査・分析とさらなる事故防止対策を検討するため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」を設置し、各種調査や実証実験の結果を踏まえて検討を行い、今後の大型車の車輪脱落事故防止対策の在り方について、中間取りまとめを行った。

2. 調査・分析結果

（1）車輪脱落事故車両調査や、タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査において散見された事例

- ・タイヤ脱着作業時にホイール・ボルト（以下単に「ボルト」という。）、ホイール・ナット（以下「ナット」という。）等の点検・清掃、潤滑剤の塗布が適切に実施されておらず、著しいさびや汚れを清掃せず劣化・損傷した部品をそのまま使用していた。
- ・ボルトやナットのねじ部、摺動部への潤滑剤の塗布を行っておらず、スムーズに回転しないナットをそのまま使用して締め付けていた。
- ・ナットの締め付け時に、自動車メーカーが規定するトルク値で締め付けを行っていなかった。
- ・大型車の使用者自らによる増し締め等が実施されていなかった。
- ・日常点検が適切に実施されておらず、日頃からナットの緩みの有無を確認していなかった。
- ・運送事業者等の整備管理者による事業者内の指導・管理が不十分であった。

事故車両におけるタイヤ脱着作業時の不適切な点検・清掃事例



ワッシャ部が固着したナット



ホイールのボルト穴の損傷



さび汁が流出した痕跡



ボルトに著しいさびや汚れの付着

（2）タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査により得られた知見

- ・タイヤ脱着時の点検・清掃・潤滑作業内容については、大型車使用者の業種に関わらず社内の周知・徹底は一定程度図られているものの、ISO方式に特有の作業であるナッ

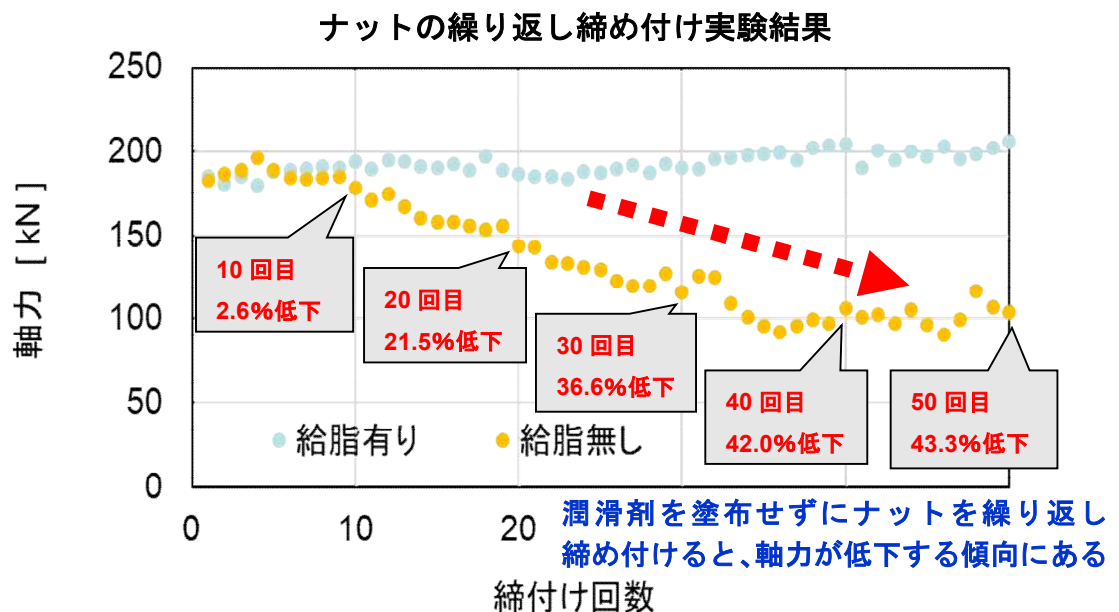
トの摺動部への潤滑剤塗布を筆頭に、タイヤ脱着作業への作業内容の徹底が不十分な事業者も存在した。

- ・事故惹起事業者において、自動車メーカーの規定する締め付けトルクによるナットの締め付け遵守状況が顕著に低かった。

(3) 使用過程のボルト、ナットの性能確認実験

ナットの繰り返し締め付け実験結果

- ・ボルト、ナットは指定箇所へ潤滑剤の塗布を行わない場合、締め付けを繰り返すたびに自動車メーカーの規定トルクに対して発生する軸力が徐々に低下する事が分かった。
- ・タイヤ脱着作業時の適切な潤滑剤の塗布により、軸力低下を抑えることができると考えられる。

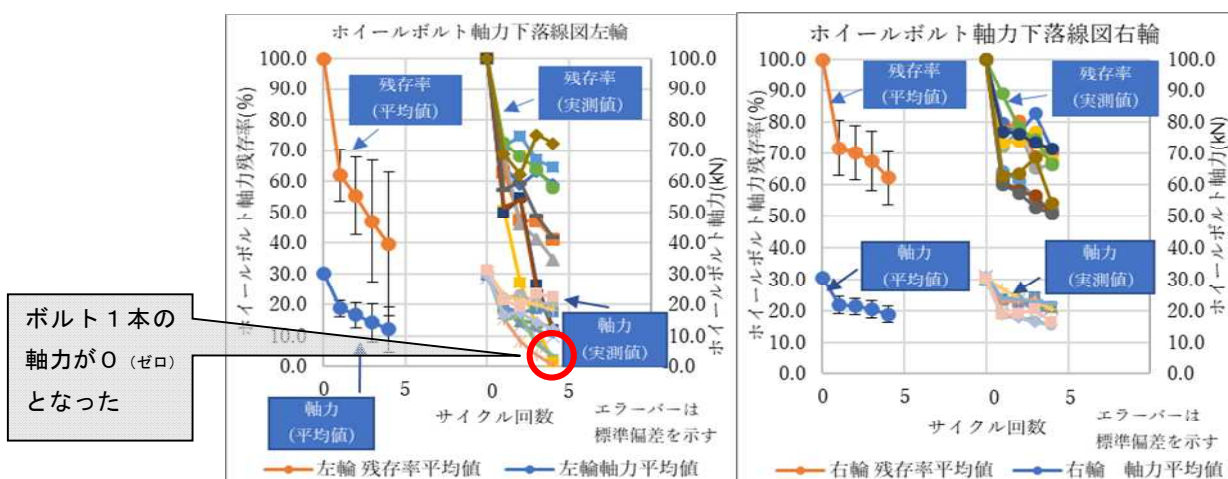


(4) 大型貨物自動車を用いた走行実証実験

限界軸力確認実験

- ・最大積載の大型貨物自動車の左右の駆動輪をメーカーの規定トルクよりも低いトルクで締め付け、悪路条件等を模擬したテストコースをサイクル走行させた結果、軸力が一定の水準より小さい場合に（今回の実験では初期軸力 30kN での実験において）、走行に伴い急速に軸力が低下し、0（ゼロ）になることが確認された（赤丸で囲んだ点）。

限界軸力確認実験の結果



3. 事故防止対策の提言

車輪脱落事故を撲滅するためには、大型車の使用者やタイヤ専門店等のタイヤ脱着作業者自らが、適正なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理について自覚を持ち、自らの責任において大型車の車輪脱落事故防止策を講ずることが極めて重要であると考えられる。

特に、車輪脱落事故車両において、劣化・損傷した部品の使用が散見されたこと及び繰り返し締め付け試験において指定箇所への給脂を行わない場合に軸力が低下することが確認されたことから、不適切なタイヤ脱着作業を行った場合に劣化・損傷が進行し軸力が低下することが推察された。また、大型貨物自動車を用いた走行実証実験の結果を踏まえると、軸力が一定以上低下するとナットの緩みが加速的に進行することから、不適切なタイヤ脱着作業が車輪脱落事故につながることを示唆された。

そのため、本検討会では、さらなる車輪脱落事故防止対策として、以下のとおり事故防止対策のあり方を提言する。

(1) 速やかに実施すべき対策

適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する周知・啓発

- ・タイヤ脱着作業者に対して、タイヤ脱着作業や保守管理方法に関するダイレクトメール等を活用した周知・啓発
- ・劣化した部品の交換を促す緊急的な点検等の実施

動画を活用した作業手順の啓発

- ・適切な作業手順を解説した動画を作成し、各種研修等において活用

車輪脱落事故防止キャンペーンの継続的实施

- ・冬期に車輪脱落事故が多発する傾向を踏まえ、引き続き、事故防止キャンペーンを実施

適切なタイヤ脱着作業や保守管理のための講習会の開催

- ・タイヤ脱着作業者自らが事故防止対策を実施できるよう関係団体と連携し講習会を実施

車輪脱落事故防止対策の指導

- ・整備管理者研修において、必ず車輪脱落事故防止対策の徹底について講義を実施

整備管理者管理権限の明確化

- ・適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理の実施に係る、整備管理者の管理権限を明確化
- ・大型車を保有する運送事業者等の整備管理規程について、タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する規定を義務付け

(2) 中・長期的に実施すべき抜本対策

タイヤ脱着作業者における適切な作業を徹底するための施策

- ・タイヤ脱着作業者に対して適切な作業を徹底させるため、(1)の対策以上の周知・啓発を徹底する等、さらなる対策の強化

整備管理者に対する指導強化

- ・車輪脱落事故惹起事業者等の整備管理者に対する、タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関する実習も含めた整備管理者特別研修の新設
- ・一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した運送事業者等の整備管理者に対し、解任命令を発令する等、指導強化

タイヤ脱着作業による人為的な作業ミスを防ぐためのハード対策

- ・ナットの緩みの予兆検知等に関する車両対策について、検出精度等の課題が残されているところ、できるだけ早く開発に向けた中・長期計画を策定し、製品化に向け、各自動車メーカーにおいて検討を推進
- ・国土交通省において、中・長期的に規制の方向性に係る検討含め、必要な検討を推進

劣化したホイール・ナットを排除するための施策

- ・劣化したナットの排除に向けた部品の適切な交換を促進するための施策等を検討、早急の実施

4. 引き続き検討すべき課題

今後も大型車の車輪脱落事故の発生状況を継続的に監視し、詳細な事故調査を引き続き実施しつつ、対策の効果を検証すべきである。

これまでの調査では左後輪からの脱落事故が多い理由等、明らかにできなかった点があるため、引き続き検討を行っていくことが望ましい。

事 務 連 絡
令和4年 10 月 25 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 御中

自動車局整備課

貨物軽自動車運送事業の用に供する軽の乗用自動車の取扱いについて

今般、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」(令和4年10月24日付国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号)により、軽乗用車を貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとし、当該通達に基づき届出がなされた軽自動車については、その自動車検査証の備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載することとしました。そのため、当該記載をもって、下記のとおり取扱うこととなる旨、貴会傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

記

1. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第一条第一項第二号に基づき、日常点検整備を実施する。
2. 自動車点検基準(昭和26年8月10日運輸省令第70号)第二条第一項第五号に基づき、定期点検整備を実施する。

以上

令和4年10月24日
自動車局貨物課

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とします。

1. 背景

貨物軽自動車運送事業に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」(平成18年8月28日付国自総第250号、国自貨第69号、国自整第63号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。)において、「届出に係る軽自動車(二輪の自動車を除く。)の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されています。

一方、「規制改革実施計画」において、「貨物軽自動車運送事業で使用できる車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされました。

2. 概要

貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところですが、今般、「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とし、届出の受理の取扱いについて規定します。

なお、軽乗用車を使用する場合であっても、最寄りの運輸支局に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った上で、軽自動車検査協会において事業用のナンバープレート(黒ナンバー)の発行を受けることが必要です。

※別添1、2参照

3. 今後のスケジュール

通達発出：10月24日(月)

通達施行：10月27日(木)

【問合せ先】

自動車局貨物課 武藤、羽田野

代表 03-5253-8111 (内線 41333、41323)

直通 03-5253-8575 FAX 03-5253-1637

国自安第 99 号
国自貨第 95 号
国自整第 166 号
令和 4 年 10 月 24 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 長
関 東 ・ 近 畿 運 輸 局 自 動 車 監 査 指 導 部 長
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 長
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 長

殿

自動車局安全政策課長
(公 印 省 略)
貨 物 課 長
(公 印 省 略)
整 備 課 長
(公 印 省 略)

貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について

貨物軽自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 4 項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。以下同じ。）に使用できる車両については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 28 日付国自総第 250 号、国自貨第 69 号、国自整第 63 号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）において、「届出に係る軽自動車（二輪の自動車を除く。）の乗車定員が貨物軽自動車運送事業の用に供するものとして不適切なものでないこと。」と規定されている。

一方、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「貨物軽自動車運送事業で使用する車両が軽貨物車に限られている運用について、軽乗用車の使用を可能とする検討に着手し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。」こととされたところ、貨物軽自動車運送事業の経営の届出の受理に当たっては、軽貨物事業経営届出等取扱通達に基づき、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたところであるが、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めることとする旨、了知されたい。

貨物軽自動車運送事業者が軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについては、以下に定めるところ

により行うものとし、以下に定めのない事項については軽貨物事業経営届出等取扱通達により行うこととしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれない。

記

1. 積載できる貨物の重量は、乗車定員数から乗車人数を控除した数に五十五を乗じた重量（単位キログラム）以内とすること。
また、荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと。
2. 運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、届出を受理した際に、1.の積載できる貨物の重量を超えた貨物の運送及び有償で旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導すること。
3. 運輸支局輸送担当は、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う貨物軽自動車運送事業者に対し、事業者自らが過労運転の防止や運転者の酒気帯びの有無の確認等の運行管理を適切に行うことについて周知すること。
4. 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項各号に規定する自動車検査証の記載事項のうち、同項第13号に規定する「自家用又は事業用の別」は「事業用」、同項第14号に規定する「用途」は「乗用」とする。

附則（令和4年10月24日国自安第99号、国自貨第95号、国自整第166号）

本通知による取扱いは、令和4年10月27日以降に事業用自動車等連絡書を交付するものから適用する。

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行にためてください。

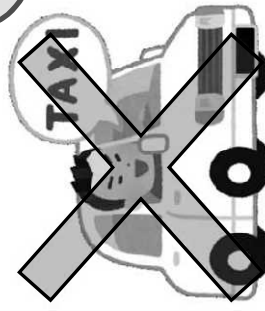
「主な安全規制」

表

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。

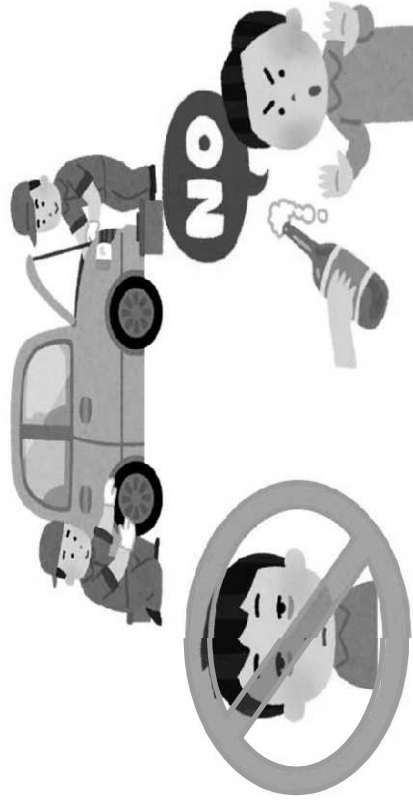


貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！

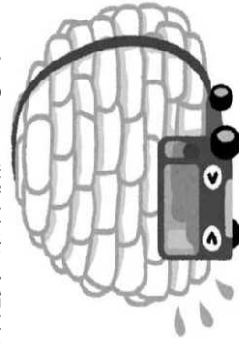


・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。

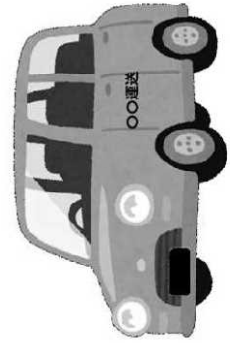
・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に参加しましょう。



・過積載運行はやめましょう。
乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。



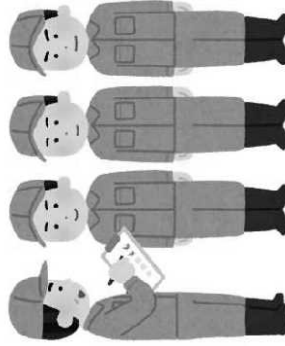
・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



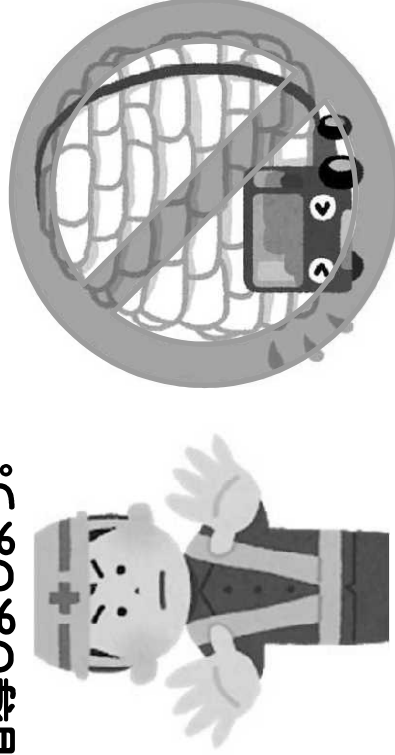
裏面に続く

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「点呼」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。



裏

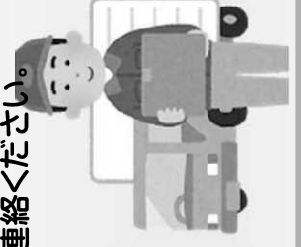
・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。
詳しくは

・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください。
・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。

安全
運転



国自整第 266 号の 2
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長 殿
一般社団法人日本自動車工業会 会長 殿
一般社団法人全国軽自動車協会連合会 会長 殿
一般社団法人日本自動車販売協会連合会 会長 殿
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会 会長 殿
日本自動車輸入組合 理事長 殿
日本自動車車体整備協同組合連合会 会長 殿
全国自動車電装品整備商工組合連合会 会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長 殿

国土交通省自動車局長
(公印省略)

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正
について

標記につきまして、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知
しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹
底方お願い致します。

別添

国 自 整 第 266 号
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正
について

「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和 3 年国土交通省令第 66 号）（以降、改正省令という。）が令和 6 年 10 月 1 日から施行されることにより、指定自動車整備事業者は原則として「検査用スキャンツール」を備えることとなる。

また、改正省令附則第 2 条（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）の規定が令和 5 年 4 月 1 日から施行され、「検査用スキャンツール」に係る申請等ができることとなる。

これに伴い、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和 2 年 4 月 1 日付け国自整第 353 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和２年４月１日付け、国自整第３５３号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 国自整第３５３号 令和２年４月１日 <u>国自整第２６６号</u> <u>最終改正 令和５年３月２７日</u>	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿 国自整第３５３号 令和２年４月１日
自動車局長	自動車局長
自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
本文（略）	本文（略）
別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領	別添 自動車整備事業の取扱い及び指導要領
目次（略）	目次（略）
第１節 用語の定義 (1)～(5)（略） <u>(6) 「特定整備」とは、法第４９条第２項に規定する特定整備をいう。</u>	第１節 用語の定義 (1)～(5)（略） <u>(新設)</u>
<u>(7) 「分解整備」とは、施行規則第３条第１号から第７号までに規定す</u>	<u>(6) 「分解整備」とは、施行規則第３条第１号から第７号までに規定す</u>

る自動車の整備又は改造をいう。 <u>(8)</u> 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。 <u>(9)</u> 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。 第2節～第4節（略） 附則 1. ～5. （略） 6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証の交付を行うことができる。 7. （略） <u>附則（令和5年3月27日 国自整第266号）</u> <u>1. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。なお、検査用スキャンツールに係る申請又は届出以外のものに関しては、令和6年9月30日までの間、従前の例とすることができる。</u> <u>2. 令和6年10月1日において、道路運送車両法第94条の2第1項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（検査用スキャンツールに係る申請又は届出をした者を除く。）については、令和6年10月1日以後、初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例によるものとする。</u>	る自動車の整備又は改造をいう。 <u>(7)</u> 「電子制御装置整備」とは、施行規則第3条第8号又は第9号に規定する自動車の整備又は改造をいう。 <u>(8)</u> 「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士をいう。 第2節～第4節（略） 附則 1. ～5. （略） 6. 改正省令附則第9条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあつては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第3条第8号に規定する運行補助装置<u>又は同条第9号に規定する自動運行装置</u>を備えていない自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5の2第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。 7. （略） <u>(新設)</u>
--	--

3. <u>道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年国土交通省令第66号。）</u> 附則第3条の規定により、<u>なお従前の例によることとされている者にあつては、検査用スキヤンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第94条の5第1項又は第94条の5第2の第1項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標準又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。</u>	
別添1～別添2（略）	別添1～別添2（略）
別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領	別添3 指定自動車整備事業の指定に係る取扱い及び指導要領
目次（略）	目次（略）
第1（略）	第1（略）
第2 指定自動車整備事業の指定基準	第2 指定自動車整備事業の指定基準
1～2（略）	1～2（略）
3 検査の設備の共同使用 (1)～(2)（略） (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキヤンツールの使用に係わる契約についてはこの限りでない。	3 検査の設備の共同使用 (1)～(2)（略） (3) 共用設備を使用しようとするための契約は、これを使用しようとする事業者が、一つの既指定整備工場又は、一つの共同検査施設のみと契約しているものであること。ただし、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータの使用に係わる契約についてはこの限りでない。

4～5 (略)				4～5 (略)			
第3～第6 (略)				第3～第6 (略)			
別添3の2～別添5 (略)				別添3の2～別添5 (略)			
別紙1 (略)				別紙1 (略)			
別紙2 一種整備工場及び二種整備工場				別紙2 一種整備工場及び二種整備工場			
種別	番号	認定の種類 項目	一種整備 工場	二種整備工 場	備考		
A ～ F	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
G	1～ 7	(略)	(略)	(略)	(略)		
	<u>8</u> (新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

別紙 2 の 2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））						別紙 2 の 2 特殊整備工場（車体整備作業（一種）及び車体整備作業（二種））					
種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考	種別	番号	項目	車体整備作業（一種）	車体整備作業（二種）	備考
A ～ H	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していない <u>なければならない</u> ことを示す。 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有して <u>いなければならない</u> ことを示す。						(注) 1. ◎印は、機械の配置及び当該機器に係る作業を行うために十分な面積を有していない <u>なければならない</u> ことを示す。 2. ○印は、その事業場の作業を行うために十分な面積又は必要な数量及び機能を有して <u>いなければならない</u> ことを示す。					
別紙 2 の 3 （略）						別紙 2 の 3 （略）					
別紙 2 の 4 特殊整備工場（原動機整備作業）						別紙 2 の 4 特殊整備工場（原動機整備作業）					
種別	番号	項目	基準	備考		種別	番号	項目	基準	備考	
A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)		A ～ E	(略)	(略)	(略)	(略)	
F	1～4	(略)	(略)	(略)		F	1～4	(略)	(略)	(略)	
	5	<u>シツクネス・ゲージ</u>	(略)	(略)			5	<u>シツクネス・ゲージ</u>	(略)	(略)	

	6 ～ 17	(略)	(略)	(略)	(略)		6 ～ 17	(略)	(略)	(略)	
G	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	G	(略)	(略)	(略)	(略)	
～						～					
H						H					

別紙2の5 特殊整備工場（タイヤ整備作業）											
種別	番号	項目	基準	備考	種別	番号	項目	基準	備考	種別	番号
A	(略)	(略)	(略)	(略)	A	(略)	(略)	(略)	(略)	A	(略)
～					～					～	
C					C					C	
D	1	<u>タイヤ・チェン</u> <u>ジャ</u>	(略)	(略)	D	1	<u>タイヤ・チェン</u> <u>ジャ</u>	(略)	(略)	D	1
	2 ～ 8	(略)	(略)	(略)		2 ～ 8	(略)	(略)	(略)		2 ～ 8
E	(略)	(略)	(略)	(略)	E	(略)	(略)	(略)	(略)	E	(略)
～					～					～	
F					F					F	

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等											
1											
(1) (略)											
(2)											
ア～エ (略)											
オ 指定規則第2条第1項第2号イ～ <u>リ</u> までの自動車検査用機械器具に											

別紙3 指定自動車整備事業の指定に係る申請書等											
1											
(1) (略)											
(2)											
ア～エ (略)											
オ 指定規則第2条第1項第2号イ～ <u>チ</u> までの自動車検査用機械器具に											

係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。<u>ただし、リに掲げる自動車検査用機械器具について、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合はこの限りではない。</u> 2～5 (略) 6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条) (1) (略) (2) 添付書類 ア (略) イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面 (ア) (略) (イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面 <u>上記の書面の取扱いについては、1(2)オと同じ。</u> 別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準	係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面 上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。 2～5 (略) 6 指定規則第11条に基づく変更事項に係る届出書の記載事項及び添付書面は、次のとおりとする。(指定規則第11条) (1) (略) (2) 添付書類 ア (略) イ 自動車検査用機械器具に係る変更に係る届出の場合は、次の書面 (ア) (略) (イ) 変更した自動車検査用機械器具が国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する書面 <u>上記の書面については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」(平成7年6月14日付け自整第121号)により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の書面であること。</u> 別紙3の2 指定自動車整備事業の指定に係る設備、技術及び管理組織の審査の基準
---	--

1～2 (略) 3 作業場の基準の解釈 (1) ア (略) イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ及び検査用スキャンツール）により行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。 (2)～(6) (略) 4 (略) 別紙3の3～3の8 (略)	1～2 (略) 3 作業場の基準の解釈 (1) ア (略) イ 検査機器を用いて行う検査（音量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器及びオパシメータにより行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。 (2)～(6) (略) 4 (略) 別紙3の3～3の8 (略)
--	--

国自整第 269 号の 2
令和 5 年 3 月 27 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、了知いただきますとともに、貴会傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国 自 整 第 269 号
令和 5 年 3 月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」の一部改正について

「指定自動車整備事業規則」（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 2 条第 2 項に掲げる自動車検査用機械器具に「検査用スキャンツール」を新たに規定したことに伴い、別添新旧対照表のとおり改正するので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達は、従前は自動車交通局技術安全部長名で発出されていたところであるが、平成 23 年に行なわれた国土交通省組織令等の一部改正より、自動車交通局技術安全部が廃止されたため、今次通達から改めて自動車局整備課長名の通達として発出することを申し添える。

「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取扱について」(平成9年2月20日付け自整第23号)の一部改正について

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
自整第23号 平成9年2月20日 国自整第269号 最終改正 令和5年3月27日	自整第23号 平成9年2月20日
<u>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿</u> <u>汙縄総合事務局運輸部長 殿</u>	<u>各地方運輸局長 殿</u> <u>汙縄総合事務局長 殿</u>
<u>自動車局整備課長</u>	<u>自動車交通局技術安全部長</u>
本文 (略)	本文 (略)
記	記
1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法 ア. 第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用いてそれぞれに対応する左欄の事項について検査を実施すること。	1. 共用設備を使用する特定指定自動車整備事業者における検査の実施方法 ア. 第1表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対応する右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することとなるので、自動車検査設備の全てについて共同使用をする特定指定自動車整備事業者(以下「全部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)以外の特定指定自動車整備事業者(以下「一部共用の特定指定自動車整備事業者」という。)は、共用設備を使用する前に、当該事業場に有する第1表右欄の自動車検査用機械器具を用いてそれぞれに対応する左欄の事項について検査を実施すること。
第1表 (指定自動車整備事業規則別表第二一装置に関する検査(その1))	第1表 (指定自動車整備事業規則別表第二一装置に関する検査(その1))
(1)～(11) (略)	(1)～(11) (略)
<u>(12) 車載式故障診断装置の診断の結果</u>	<u>(新設)</u>
<u>検査用スキャンツール</u>	(略)

新	旧																														
イ、全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(12)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において<u>特定整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。 ウ、(略) エ、第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。 第3表 (指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査 (その3)) <table border="1"> <tr><td>(1) 原動機</td><td>(9) 指示装置</td></tr> <tr><td>(2) 電気装置</td><td>(10) 視野を確保する装置</td></tr> <tr><td>(3) 乗車装置</td><td>(11) 走行距離計その他の計器</td></tr> <tr><td>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</td><td>(12) 防火装置</td></tr> <tr><td>(5) 騒音防止装置</td><td>(13) 運行記録計</td></tr> <tr><td>(6) ばい煙等の発散防止装置</td><td>(14) 速度表示装置</td></tr> <tr><td>(7) 灯火装置及び反射器</td><td>(15) <u>自動運行装置</u></td></tr> <tr><td>(8) 警報装置</td><td></td></tr> </table> オ、特定指定自動車整備事業者は、ア. からエ. までの検査を当該事業場において実施したのち、共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(12)までに掲げる事項について、それぞれ対応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。 この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあつては、当該事業場における自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかった事項についてのみの検査で差し支えない。 2、全部共用の特定指定自動車整備事業者であつて、他の事業場の自動車検査員が兼任することとなる場合にあっては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法	(1) 原動機	(9) 指示装置	(2) 電気装置	(10) 視野を確保する装置	(3) 乗車装置	(11) 走行距離計その他の計器	(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(12) 防火装置	(5) 騒音防止装置	(13) 運行記録計	(6) ばい煙等の発散防止装置	(14) 速度表示装置	(7) 灯火装置及び反射器	(15) <u>自動運行装置</u>	(8) 警報装置		イ、全部共用の特定指定自動車整備事業者は、第1表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項について、一部共用の特定指定自動車整備事業者は、同表左欄の(1)から(11)までに掲げる事項のうち、当該事項に係る自動車検査用機械器具によって検査を実施することができないこととなる事項について、当該事業場において<u>分解整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにすること。 ウ、(略) エ、第3表に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査を実施すること。 第3表 (指定自動車整備事業規則別表第二-装置に関する検査 (その3)) <table border="1"> <tr><td>(1) 原動機</td><td>(8) 警報装置</td></tr> <tr><td>(2) 電気装置</td><td>(9) 指示装置</td></tr> <tr><td>(3) 乗車装置</td><td>(10) 視野を確保する装置</td></tr> <tr><td>(4) 前面ガラスその他の窓ガラス</td><td>(11) 走行距離計その他の計器</td></tr> <tr><td>(5) 騒音防止装置</td><td>(12) 防火装置</td></tr> <tr><td>(6) ばい煙等の発散防止装置</td><td>(13) 運行記録計</td></tr> <tr><td>(7) 灯火装置及び反射器</td><td>(14) 速度表示装置</td></tr> </table> オ、特定指定自動車整備事業者は、ア. からエ. までの検査を当該事業場において実施したのち、共用設備を使用して、第1表左欄に掲げる(1)から(11)までに掲げる事項について、それぞれ対応する同表右欄の自動車検査用機械器具を用いて検査すること。 この場合において、一部共用の特定指定自動車整備事業者にあつては、当該事業場における自動車検査用機械器具を用いて検査を実施することができなかった事項についてのみの検査で差し支えない。 2、全部共用の特定指定自動車整備事業者であつて、他の事業場の自動車検査員が兼任することとなる場合にあっては、当該特定指定自動車整備事業場において当該車両の道路運送車両法	(1) 原動機	(8) 警報装置	(2) 電気装置	(9) 指示装置	(3) 乗車装置	(10) 視野を確保する装置	(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(11) 走行距離計その他の計器	(5) 騒音防止装置	(12) 防火装置	(6) ばい煙等の発散防止装置	(13) 運行記録計	(7) 灯火装置及び反射器	(14) 速度表示装置
(1) 原動機	(9) 指示装置																														
(2) 電気装置	(10) 視野を確保する装置																														
(3) 乗車装置	(11) 走行距離計その他の計器																														
(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(12) 防火装置																														
(5) 騒音防止装置	(13) 運行記録計																														
(6) ばい煙等の発散防止装置	(14) 速度表示装置																														
(7) 灯火装置及び反射器	(15) <u>自動運行装置</u>																														
(8) 警報装置																															
(1) 原動機	(8) 警報装置																														
(2) 電気装置	(9) 指示装置																														
(3) 乗車装置	(10) 視野を確保する装置																														
(4) 前面ガラスその他の窓ガラス	(11) 走行距離計その他の計器																														
(5) 騒音防止装置	(12) 防火装置																														
(6) ばい煙等の発散防止装置	(13) 運行記録計																														
(7) 灯火装置及び反射器	(14) 速度表示装置																														

新	旧
第 94 条の 5 第 1 項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<u>特定整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、規則第 8 条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。 3. ～ 4. (略)	第 94 条の 5 第 1 項に係る整備が完了したときは、当該事業場において<u>分解整備</u>に係る部分が保安基準に適合するようにしたのちに、共用設備を使用して、当該兼任に係る自動車検査員が、規則第 8 条の規定に基づくすべての検査を実施することとしても差し支えない。 3. ～ 4. (略)

四運技整第4号の2
令和5年4月10日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局長
(公印省略)

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」の
一部改正について

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」(昭和61年11月28日付け四運整整第291号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について」（昭和61年11月28日付け四運整整第291号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について 指定自動車整備事業規則等に基づく「指定自動車整備事業関係事務処理要領」を別紙のとおり定め、昭和62年1月1日以降は、この要領により実施することとしたので、了解されたい。 別紙 指定自動車整備事業関係事務処理要領 第1条～第2条 (略) 第3条 規則第1条第1項の申請書は、指定自動車整備事業の指定新規申請書（第1号様式）とする。 2 規則第1条第2項の各々に掲げる添付書類等は、次のとおりとする。 (1) ～ (2) (略) (3) 第3号の書面は、第1号様式の検査機器欄への記載、及び、自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書とする。ただし、騒音計にあっては、有効な騒音計検定済票とし、<u>検査用スキヤンゾールにあっては、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合は不要とする。</u> (4) ～ (6) (略)	四運整整第291号 昭和61年11月28日 <u>(最終改正) 四運技整整第4号</u> <u>令和5年4月10日</u> 各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「指定自動車整備事業関係事務処理要領」について 指定自動車整備事業規則等に基づく「指定自動車整備事業関係事務処理要領」を別紙のとおり定め、昭和62年1月1日以降は、この要領により実施することとしたので、了解されたい。 別紙 指定自動車整備事業関係事務処理要領 第1条～第2条 (略) 第3条 規則第1条第1項の申請書は、指定自動車整備事業の指定新規申請書（第1号様式）とする。 2 規則第1条第2項の各々に掲げる添付書類等は、次のとおりとする。 (1) ～ (2) (略) (3) 第3号の書面は、第1号様式の検査機器欄への記載、及び、自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書とする。ただし、騒音計にあっては、有効な騒音計検定済票とし、<u>は、有効な騒音計検定済票とする。</u> (4) ～ (6) (略)

新	旧
3～4 (略) 第4条～第13条 (略) 附則 (令和元年7月31日四運技整第105号) 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則 (令和2年3月30日四運技整第373号) 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。) については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則 (令和2年12月25日四運技第347号・四運技整第464号・四運技管第19号・四運技安第169号) 本改正は令和3年1月1日から実施する。 附則 (令和3年3月10日四運技整第622号) 本改正は令和3年3月10日から実施する。 <u>附則 (令和5年4月10日四運技整第4号)</u> <u>本改正は令和5年4月10日から実施する。</u> <u>ただし、本改正による様式 (道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」 (令和3年国土交通省令第66号) による改正前の申請及び届出に限る。) は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。</u>	3～4 (略) 第4条～第13条 (略) 附則 (令和元年7月31日四運技整第105号) 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則 (令和2年3月30日四運技整第373号) 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。) については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則 (令和2年12月25日四運技第347号・四運技整第464号・四運技管第19号・四運技安第169号) 本改正は令和3年1月1日から実施する。 附則 (令和3年3月10日四運技整第622号) 本改正は令和3年3月10日から実施する。 <u>(新設)</u>

新		旧																																																																																																																																	
第1号様式 (指定) 指定自動車整備事業の指定新規申請書 本文 (略) 1-①～4-① (略) 4-② <u>自動車検査用機械器具設備</u>		第1号様式 (指定) 指定自動車整備事業の指定新規申請書 本文 (略) 1-①～4-① (略) 4-② <u>自動車検査機械設備</u>																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイール・アライメント・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>サイドスリップ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>前照灯試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>音量子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>騒音計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>速度計試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>炭化水素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>黒煙測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>オパシメータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td><u>検査用スキャンツール</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音量子				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	<u>検査用スキャンツール</u>				年 月 日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイール・アライメント・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>サイドスリップ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>前照灯試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>音量子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>騒音計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>速度計試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>炭化水素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>黒煙測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>オパシメータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音量子				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	<u>(新設)</u>				
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																															
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																															
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																															
音量子				年 月 日																																																																																																																															
騒音計				年 月 日																																																																																																																															
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																															
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																															
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																															
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																															
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																															
<u>検査用スキャンツール</u>				年 月 日																																																																																																																															
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																															
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																															
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																															
音量子				年 月 日																																																																																																																															
騒音計				年 月 日																																																																																																																															
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																															
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																															
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																															
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																															
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																															
<u>(新設)</u>																																																																																																																																			
4-③～5-② (略)		4-③～5-② (略)																																																																																																																																	
5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備		5-③ 共同使用の自動車検査用機械器具設備																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイール・アライメント・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>サイドスリップ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>前照灯試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>音量子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>騒音計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>速度計試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>炭化水素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>黒煙測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>オパシメータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td><u>検査用スキャンツール</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音量子				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	<u>検査用スキャンツール</u>				年 月 日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> <th>備付年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホイール・アライメント・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>サイドスリップ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>ブレーキ・テスト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>前照灯試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>音量子</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>騒音計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>速度計試験機</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>炭化水素測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>黒煙測定器</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>オパシメータ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td><u>検査用スキャンツール</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table> (注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。	検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日	ホイール・アライメント・テスト				年 月 日	サイドスリップ・テスト				年 月 日	ブレーキ・テスト				年 月 日	前照灯試験機				年 月 日	音量子				年 月 日	騒音計				年 月 日	速度計試験機				年 月 日	一酸化炭素測定器				年 月 日	炭化水素測定器				年 月 日	黒煙測定器				年 月 日	オパシメータ				年 月 日	<u>検査用スキャンツール</u>				年 月 日
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																															
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																															
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																															
音量子				年 月 日																																																																																																																															
騒音計				年 月 日																																																																																																																															
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																															
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																															
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																															
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																															
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																															
<u>検査用スキャンツール</u>				年 月 日																																																																																																																															
検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日																																																																																																																															
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日																																																																																																																															
サイドスリップ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
ブレーキ・テスト				年 月 日																																																																																																																															
前照灯試験機				年 月 日																																																																																																																															
音量子				年 月 日																																																																																																																															
騒音計				年 月 日																																																																																																																															
速度計試験機				年 月 日																																																																																																																															
一酸化炭素測定器				年 月 日																																																																																																																															
炭化水素測定器				年 月 日																																																																																																																															
黒煙測定器				年 月 日																																																																																																																															
オパシメータ				年 月 日																																																																																																																															
<u>検査用スキャンツール</u>				年 月 日																																																																																																																															
備考		備考																																																																																																																																	

第2号様式 (指定)

指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え (届出・申請) します。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
届出者 の氏名又は名称 申請者	
届出者 の住所 申請者	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

届出・申請の変更内容	変更年月日	年	月	日
完成検査場の位置又は面積				【変更申請】
自動車検査用機械器具設備				【変更申請】
自動車検査用機械器具設備 (共用設備)				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-①～3 (略)

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキヤンズール				年 月 日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

第2号様式 (指定)

指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書

殿

年 月 日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え (届出・申請) します。

(注)届出にあつては「届出」、申請にあつては「申請」の文字に○を記載すること。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。(全ての項目に共通)

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。(全ての項目に共通)

(ふりがな)	
届出者 の氏名又は名称 申請者	
届出者 の住所 申請者	
電話番号	
(ふりがな)	
事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

届出・申請の変更内容	変更年月日	年	月	日
屋内作業場の位置又は面積				【変更申請】
自動車検査用機械器具設備				【変更申請】
自動車検査用機械器具設備 (共用設備)				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-①～3 (略)

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音響計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
(新設)				

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

5ー①・5ー② (略)

5ー③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
検査用スキャンツール				年 月 日

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

備 考

第3号様式・第4号様式 (略)

第4号様式の2～第11号様式 削除

第12号様式・第13号様式 (略)

第14号様式・第15号様式 削除

5ー①・5ー② (略)

5ー③ 共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
ホイール・アライメント・テスト				年 月 日
サイドスリップ・テスト				年 月 日
ブレーキ・テスト				年 月 日
前照灯試験機				年 月 日
音量計				年 月 日
騒音計				年 月 日
速度計試験機				年 月 日
一酸化炭素測定器				年 月 日
炭化水素測定器				年 月 日
黒煙測定器				年 月 日
オパシメータ				年 月 日
(新設)				

(注)検査機器の名称欄は、口枠内の該当するものに○を記載すること。

備 考

第3号様式・第4号様式 (略)

第4号様式の2～第11号様式 削除

第12号様式・第13号様式 (略)

第14号様式・第15号様式 削除

共用設備使用確認書

共用設備により次のとおり検査を実施したことを証明します。

年 月 日

名称

共用設備
管理責任者

検査車両	登録番号又は 車両番号	車名	型式	車台番号
使用検査 機器	1	サイドスリップ・テスト	6	一酸化炭素測定器
	2	ブレーキ・テスト	7	炭化水素測定器
	3	前照灯試験機	8	黒煙測定器
	4	音量（騒音）計	9	オバシメータ
	5	速度計試験機	<u>10 検査用スキムツール</u>	
共用設備 の使用者	名	称	四運指第	号
	自動車検査員の氏名			

共用設備使用確認書

共用設備により次のとおり検査を実施したことを証明します。

年 月 日

名称

共用設備
管理責任者

検査車両	登録番号又は 車両番号	車名	型式	車台番号
使用検査 機器	1	サイドスリップ・テスト	6	一酸化炭素測定器
	2	ブレーキ・テスト	7	炭化水素測定器
	3	前照灯試験機	8	黒煙測定器
	4	音量（騒音）計	9	オバシメータ
	5	速度計試験機		
共用設備 の使用者	名	称	四運指第	号
	自動車検査員の氏名			

第16号様式の2 (略) 第17号様式・第18号様式 削除 第19号様式・第20号様式 (略) 第21号様式～第29号様式 削除 第30号様式・第31号様式 (略)	第16号様式の2 (略) 第17号様式・第18号様式 削除 第19号様式・第20号様式 (略) 第21号様式～第29号様式 削除 第30号様式・第31号様式 (略)
--	--

四 運 技 整 第 5 号 の 2
令 和 5 年 4 月 1 0 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局自動車技術安全部長
(公印省略)

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」の
一部改正について

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」（昭和61年12月
1日付け四運整整第293号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正しました
ので了知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和61年12月1日付け四運整整第293号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
四運整整第293号 昭和61年12月1日 <u>(最終改正) 四運技整第5号</u> <u>令和5年4月10日</u>	四運整整第293号 昭和61年12月1日 <u>(最終改正) 四運技整第374号</u> <u>令和2年3月30日</u>
各運輸支局長 殿 四国運輸局自動車技術安全部長 指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について	各運輸支局長 殿 四国運輸局自動車技術安全部長 指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について
「指定自動車整備事業関係事務処理要領」(昭和61年11月28日付四運整整第291号)の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和58年5月23日付高陸整整第143号)通達は、昭和61年12月31日限り廃止する。 記	「指定自動車整備事業関係事務処理要領」(昭和61年11月28日付四運整整第291号)の制定に伴い、同要領の運用にあたり、特に配慮すべき事項を下記に示すので指定関係業務の事務処理について、関係者に周知徹底を図り遺漏のないようされたい。 なお、「指定自動車整備事業関係事務処理要領の運用について」(昭和58年5月23日付高陸整整第143号)通達は、昭和61年12月31日限り廃止する。 記
1～6 (略) 7 指定申請に係る書類等の編綴順序は、次のとおりとする。 ただし、第6号及び第10号から第13号に掲げる書類等は、申請者が該当する場合に限る。また、軽自動車対象とする自動車に含まれる場合であって、サイドスリップ・テストが左右踏板分離型である場合には、当該テストの設置後の左右の踏板間隔を第8号の図面に付記、または踏板間隔のわかる写真を添付すること。	1～6 (略) 7 指定申請に係る書類等の編綴順序は、次のとおりとする。 ただし、第6号及び第10号から第13号に掲げる書類等は、申請者が該当する場合に限る。また、軽自動車対象とする自動車に含まれる場合であって、サイドスリップ・テストが左右踏板分離型である場合には、当該テストの設置後の左右の踏板間隔を第8号の図面に付記、または踏板間隔のわかる写真を添付すること。

新	旧
(1)～(8) (略) (9) 自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書 (騒音計にあっては、騒音計検定済票、検査用スキヤンツールにあっては、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合は不要。) (10) ～ (19) (略) 8～10 (略) 附則 (令和元年7月31日四運技整第106号) 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則 (令和2年3月30日四運技整第374号) 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。) については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 <u>附則 (令和5年4月10日四運技整第5号)</u> <u>1 この要領は令和5年4月10日から実施する。</u> 別表 名称 1～8 (略) 9 自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書 (騒音計にあっては、騒音計検定済票、検査用スキヤンツールにあっては、適切な技術的能力を有する者が公表する情報により、技術上の基準に適合すると判断できる場合は不要。) 以下 (略)	(1)～(8) (略) (9) 自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書 (騒音計にあっては、騒音計にあっては、騒音計検定済票) (10) ～ (19) (略) 8～10 (略) 附則 (令和元年7月31日四運技整第106号) 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。 2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則 (令和2年3月30日四運技整第374号) 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正 (道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。) については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 <u>(新設)</u> 別表 名称 1～8 (略) 9 自動車検査用機械器具基準適合性試験成績表又は自動車検査用機械器具校正結果証明書 (騒音計にあっては、騒音計検定済票) 以下 (略)

四 運 技 整 第 6 号 の 2
令 和 5 年 4 月 1 0 日

四国自動車整備振興会連合会会長 殿

四国運輸局長
(公印省略)

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」の
一部改正について

「「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」(昭和62年2月
5日付け四運整整第23号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたの
で、知されるとともに、貴傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について 優良自動車整備事業者認定規則等に基づく「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）を別紙のとおり一部改正し、平成7年7月1日より実施することとしたので、了知されたい。 ただし、一種整備工場及び二種整備工場における屋内現車作業場、その他作業場、車両置場及び完成検査場に係る基準の適用については、平成8年7月1日以降に優良自動車整備事業者の認定を申請する者又は優良自動車整備事業者であって事業場の位置を変更するものに対して適用するものとし、平成8年6月30日までは新基準又は旧基準に適合していれば、基準に適合しているものとする。 別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領 第1条～第8条（略） 附則（令和元年7月31日四運技整第107号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。	各運輸支局長 殿 四国運輸局長 「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」について 優良自動車整備事業者認定規則等に基づく「優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領」（昭和62年2月5日付け四運整整第23号）を別紙のとおり一部改正し、平成7年7月1日より実施することとしたので、了知されたい。 ただし、一種整備工場及び二種整備工場における屋内現車作業場、その他作業場、車両置場及び完成検査場に係る基準の適用については、平成8年7月1日以降に優良自動車整備事業者の認定を申請する者又は優良自動車整備事業者であって事業場の位置を変更するものに対して適用するものとし、平成8年6月30日までは新基準又は旧基準に適合していれば、基準に適合しているものとする。 別紙 優良自動車整備事業者認定関係事務処理要領 第1条～第8条（略） 附則（令和元年7月31日四運技整第107号） 1 この要領は令和元年7月31日から実施する。

新	旧
2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第375号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年12月25日四運技整第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号） 1 この要領は令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 <u>附則（令和5年4月10日四運技整第6号）</u> 1 この要領は令和5年4月10日から実施する。 ただし、本改正による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例によることができる。	2 本改正については、当分の間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年3月30日四運技整第375号） 1 この要領は令和2年4月1日から実施する。 2 本改正（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）については、令和6年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。 附則（令和2年12月25日四運技整第348号・四運技整第464号・四運技管第18号・四運技安第170号） 1 この要領は令和3年1月1日から実施する。 ただし、この通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用することができる。 <u>（新設）</u>

新				旧																																																																																																									
第1号様式 (優良)				第1号様式 (優良)																																																																																																									
優良自動車整備事業者認定申請書				優良自動車整備事業者認定申請書																																																																																																									
本文 (略)				本文 (略)																																																																																																									
1～3 (略)				1～3 (略)																																																																																																									
4-①Ⅰ 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)				4-①Ⅰ 整備用・検査用機械器具設備 (一種整備工場の記載項目)																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・パケットポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフエーサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				項 目	数	能 力	卓上ボール盤			オイル・パケットポンプ			ホイール・バランス			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフエーサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスタ			ラジエータ・キャップ・テスタ			マイクロ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検査装置			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・パケットポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフエーサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクロ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				項 目	数	能 力	卓上ボール盤			オイル・パケットポンプ			ホイール・バランス			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフエーサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスタ			ラジエータ・キャップ・テスタ			マイクロ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検査装置		
項 目	数	能 力																																																																																																											
卓上ボール盤																																																																																																													
オイル・パケットポンプ																																																																																																													
ホイール・バランス																																																																																																													
フリー・ローラ																																																																																																													
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																													
バルブ・リフエーサ																																																																																																													
バルブ・リフタ																																																																																																													
シリンダ・ゲージ																																																																																																													
コンロッド・アライナ																																																																																																													
スプリング・テスタ																																																																																																													
ラジエータ・キャップ・テスタ																																																																																																													
マイクロ・メータ																																																																																																													
メガー																																																																																																													
電子計測機器																																																																																																													
溶接器																																																																																																													
検査装置																																																																																																													
項 目	数	能 力																																																																																																											
卓上ボール盤																																																																																																													
オイル・パケットポンプ																																																																																																													
ホイール・バランス																																																																																																													
フリー・ローラ																																																																																																													
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																													
バルブ・リフエーサ																																																																																																													
バルブ・リフタ																																																																																																													
シリンダ・ゲージ																																																																																																													
コンロッド・アライナ																																																																																																													
スプリング・テスタ																																																																																																													
ラジエータ・キャップ・テスタ																																																																																																													
マイクロ・メータ																																																																																																													
メガー																																																																																																													
電子計測機器																																																																																																													
溶接器																																																																																																													
検査装置																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音時計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査用スキャンツール</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				検査機器の名称	数	型 式	能 力	ホイール・アライメント・テスタ				サイドスリップ・テスタ				ブレーキ・テスタ				前照灯試験機				音時計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				検査用スキャンツール				<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音時計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(新設)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				検査機器の名称	数	型 式	能 力	ホイール・アライメント・テスタ				サイドスリップ・テスタ				ブレーキ・テスタ				前照灯試験機				音時計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				(新設)																									
検査機器の名称	数	型 式	能 力																																																																																																										
ホイール・アライメント・テスタ																																																																																																													
サイドスリップ・テスタ																																																																																																													
ブレーキ・テスタ																																																																																																													
前照灯試験機																																																																																																													
音時計																																																																																																													
速度計試験機																																																																																																													
黒煙測定器																																																																																																													
オバシメータ																																																																																																													
検査用スキャンツール																																																																																																													
検査機器の名称	数	型 式	能 力																																																																																																										
ホイール・アライメント・テスタ																																																																																																													
サイドスリップ・テスタ																																																																																																													
ブレーキ・テスタ																																																																																																													
前照灯試験機																																																																																																													
音時計																																																																																																													
速度計試験機																																																																																																													
黒煙測定器																																																																																																													
オバシメータ																																																																																																													
(新設)																																																																																																													
(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。				(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。																																																																																																									
4-①Ⅱ～4-⑤ (略)				4-①Ⅱ～4-⑤ (略)																																																																																																									

新		旧																																																																																																					
第2号様式 (優良) 優良自動車整備事業者の変更届出書 本文 (略)		第2号様式 (優良) 優良自動車整備事業者の変更届出書 本文 (略)																																																																																																					
1～3 (略)		1～3 (略)																																																																																																					
4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更 (一種整備工場及び二種整備工場の記載項目)		4-① 整備用・検査用機械器具設備の変更 (一種整備工場及び二種整備工場の記載項目)																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・バケットポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフエーサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクログ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項 目	数	能 力	卓上ボール盤			オイル・バケットポンプ			ホイール・バランス			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフエーサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスタ			ラジエータ・キャップ・テスタ			マイクログ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検査装置			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>卓上ボール盤</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オイル・バケットポンプ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホイール・バランス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>フリー・ローラ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・シート・グラインダ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフエーサ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>バルブ・リフタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>シリンダ・ゲージ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンロッド・アライナ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>スプリング・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ラジエータ・キャップ・テスタ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>マイクログ・メータ</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>メガー</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電子計測機器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>溶接器</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査装置</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項 目	数	能 力	卓上ボール盤			オイル・バケットポンプ			ホイール・バランス			フリー・ローラ			バルブ・シート・グラインダ			バルブ・リフエーサ			バルブ・リフタ			シリンダ・ゲージ			コンロッド・アライナ			スプリング・テスタ			ラジエータ・キャップ・テスタ			マイクログ・メータ			メガー			電子計測機器			溶接器			検査装置		
項 目	数	能 力																																																																																																					
卓上ボール盤																																																																																																							
オイル・バケットポンプ																																																																																																							
ホイール・バランス																																																																																																							
フリー・ローラ																																																																																																							
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																							
バルブ・リフエーサ																																																																																																							
バルブ・リフタ																																																																																																							
シリンダ・ゲージ																																																																																																							
コンロッド・アライナ																																																																																																							
スプリング・テスタ																																																																																																							
ラジエータ・キャップ・テスタ																																																																																																							
マイクログ・メータ																																																																																																							
メガー																																																																																																							
電子計測機器																																																																																																							
溶接器																																																																																																							
検査装置																																																																																																							
項 目	数	能 力																																																																																																					
卓上ボール盤																																																																																																							
オイル・バケットポンプ																																																																																																							
ホイール・バランス																																																																																																							
フリー・ローラ																																																																																																							
バルブ・シート・グラインダ																																																																																																							
バルブ・リフエーサ																																																																																																							
バルブ・リフタ																																																																																																							
シリンダ・ゲージ																																																																																																							
コンロッド・アライナ																																																																																																							
スプリング・テスタ																																																																																																							
ラジエータ・キャップ・テスタ																																																																																																							
マイクログ・メータ																																																																																																							
メガー																																																																																																							
電子計測機器																																																																																																							
溶接器																																																																																																							
検査装置																																																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音量計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査用スキャンツール</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	検査機器の名称	数	型 式	能 力	ホイール・アライメント・テスタ				サイドスリップ・テスタ				ブレーキ・テスタ				前照灯試験機				音量計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				検査用スキャンツール				<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査機器の名称</th> <th>数</th> <th>型 式</th> <th>能 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>ホイール・アライメント・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>サイドスリップ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ブレーキ・テスタ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>前照灯試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>音量計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>速度計試験機</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>黒煙測定器</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>オバシメータ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>検査用スキャンツール</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	検査機器の名称	数	型 式	能 力	ホイール・アライメント・テスタ				サイドスリップ・テスタ				ブレーキ・テスタ				前照灯試験機				音量計				速度計試験機				黒煙測定器				オバシメータ				検査用スキャンツール																									
検査機器の名称	数	型 式	能 力																																																																																																				
ホイール・アライメント・テスタ																																																																																																							
サイドスリップ・テスタ																																																																																																							
ブレーキ・テスタ																																																																																																							
前照灯試験機																																																																																																							
音量計																																																																																																							
速度計試験機																																																																																																							
黒煙測定器																																																																																																							
オバシメータ																																																																																																							
検査用スキャンツール																																																																																																							
検査機器の名称	数	型 式	能 力																																																																																																				
ホイール・アライメント・テスタ																																																																																																							
サイドスリップ・テスタ																																																																																																							
ブレーキ・テスタ																																																																																																							
前照灯試験機																																																																																																							
音量計																																																																																																							
速度計試験機																																																																																																							
黒煙測定器																																																																																																							
オバシメータ																																																																																																							
検査用スキャンツール																																																																																																							
(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。		(注)検査機器の名称欄の口枠内の該当するものに○を記載すること。																																																																																																					
備考	備考																																																																																																						
以下 (略)		以下 (略)																																																																																																					

事 務 連 絡
令和5年3月30日

各地方運輸局

自動車技術安全部整備課長 殿

自動車技術安全部整備・保安課長 殿

沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車局整備課

整備事業班長

検査用スキャンツールに係るQ & Aについて

検査用スキャンツールにつきましては、令和5年4月より申請等ができるようになることから、検査用スキャンツールに係るQ & Aを別添のとおり作成しましたので、業務の参考とされますようお願いいたします。

検査用スキャンツールに係る Q & A

Q 1 検査用スキャンツールに係る申請等の添付資料はどのようなものですか。

(答)

検査機器の技術基準に適合する検査用スキャンツールは一般社団法人日本自動車機械工具協会（以下、機工協といいます。）のHPに掲載されますので、証明書等の添付書類は必要ありません。

Q 2 検査用スキャンツールに係る添付資料がないと、申請者が実際に備えているか確認ができませんが、どのような確認をすればよいですか。

(答)

審査時には、申請された（備え付けた）検査用スキャンツールが技術上の基準に適合している検査機器であるか機工協のHPにて確認してください。実際に備え付けているかについては監査等の際にご確認ください。

Q 3 分離型の検査用スキャンツールの場合、V C I に型式の表示がないのでは。

(答)

認定された検査用スキャンツールであれば、一体型・分離型によらず「型式」及び「製造番号」が必ず表示されております。

Q 4 検査用スキャンツールに係る申請・届出書の「能力欄」及び「備付年月日欄」はどのような記載をしますか。

(答)

能力欄：ファームウェア及びドライバのバージョン情報を記載してください。

備付年月日欄：検査用スキャンツールとして備え付けた日を記載してください。

Q 5 機工協のHPにはどのような情報が掲載されますか。

(答) 以下の情報が掲載されます。

- 1) メーカー名
- 2) 型式
- 3) 型式試験番号
- 4) ファームウェアのバージョン
- 5) ドライバのバージョン
- 6) 対応する通信プロトコル
- 7) 一体型、分離型の別
- 8) その他特筆事項（ツールメーカーの指定した PC でしか起動しない 等）

Q 6 申請等の審査は何を確認すればいいですか。

(答)

申請書等に記載された型式、ファームウェアバージョン及びドライババージョンを機工協のHPにて確認してください。

Q 7 監査時における機器の確認は何を確認しますか。

(答)

型式及びバージョン情報を確認してください。

Q 8 監査時等において確認する必要がありますので、バージョン情報の表示方法を教えてください。

(答)

マニュアル等で確認できない場合は、スキャンツールメーカーにお問い合わせいただくことになります。

Q 9 アップデート等によりバージョンが変更された場合、機器の変更届出は必要ですか。

(答)

必要ありません。監査等により変更が確認された場合は自動車検査・整備情報システムの補正を行ってください。

令和5年3月31日
自動車局整備課

自動車の高度化に対応した定期点検方法の見直しを行いました

～ 点検7項目について見直し ～

近年、自動車技術の進化がめざましく、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、車載式故障診断装置（OBD）が搭載される車両が増加していることなどを踏まえ、OBDを活用した点検方法の導入等、自動車の定期点検の項目及び方法について改正を行います。

1. 改正の概要

(1) 「自動車点検基準」（昭和26年運輸省令第70号）の一部改正

自動車の定期点検項目のうち「点火時期」及び「ディストリビュータ¹のキャップの状態」について、点検を行わなくともよいこととしました（ただし、ディストリビュータを有する自動車及び二輪自動車については、今後も点検が必要）。

(2) 「自動車の点検及び整備に関する手引」（平成19年国土交通省告示第317号）の一部改正

以下の5つの定期点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法だけでなく、OBDを活用した点検方法等も認めることとしました。

点検項目		点検の方法
駐車ブレーキ機構	引きしろ	電動式駐車ブレーキ機構を装備した車両は、OBDを活用した確認を行うこととする
トランスミッション ² 、トランスファ ³	オイル漏れ、オイル量	オイルのレベル・ゲージがない車両は、オイル漏れのみの確認でも可とする
燃料蒸発ガス排出抑制装置	チャコール・キャニスタ ⁴ の詰まりと損傷	インタンク式のチャコール・キャニスタを装備した車両は、メーカー指定の方法で確認することとする
	チェック・バルブ ⁵ の機能	
タイヤ	空気圧	タイヤ空気圧監視装置を装備した車両は、OBDを活用した確認も可とする

2. スケジュール

公 布：令和5年3月31日（本日）

施 行：令和5年7月1日

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 藤埴、渡部
Tel03-5253-8111（内線 42412, 42413）
Tel03-5253-8599（直通）

¹ 高電圧の電気を点火プラグに配電し、点火時期を制御する装置

² 走行状態に応じてギヤ比を切り替える変速装置

³ 四輪駆動において、エンジンの動力を前輪と後輪に分配する装置

⁴ 燃料タンク等から放出される燃料蒸発ガスを一時的に貯蔵する装置

⁵ 燃料蒸発ガスのチャコール・キャニスタからの逆流を防止する装置

○国土交通省令第十八号
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項及び第五十四条第四項（同法第七十一条の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、自動車点検基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車点検基準の一部を改正する省令

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所		点検時期	12月ごと (3月ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
(略)			
電気装置	点火装置	(※2)(※4) 1 点火プラグの状態	(※7) デイストリビュータのキヤツプの状態
	気装置	(※7) 2 点火時期	
(略)			

注①～⑥ (略)

⑦ (※7) 印の点検は、デイストリビュータを有する自動車に限る。

別表第4（^{12A}被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所	点検時期	12月ごと (3月ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
3月ごと		

(略)

(略)

緩衝装置

エア・サスペンション

1 エア漏れ
(※1) 2 ベロースの損傷
(※1) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷

レベリンズ・バルブの機能

(略)

(略)

(略)

(略)

注①・② (略)

点検箇所		点検時期	12月ごと (3月ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
(略)			
電気装置	点火装置	(※2)(※4) 1 点火プラグの状態	デイストリビュータのキヤツプの状態
	気装置	2 点火時期	
(略)			

注①～⑥ (略)

(新設)

別表第4（^{12A}被牽引自動車の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

点検箇所	点検時期	12月ごと (3月ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
3月ごと		

(略)

(略)

緩衝装置

エア・サスペンション

1 エア漏れ
(※1) 2 ベロースの損傷
(※1) 3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷

レベリンズ・バルブの機能

(略)

(略)

(略)

(略)

注①・② (略)

別表第 5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）(第二条、第五条関係)

点検箇所		点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと (6 月ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
(略)				
電 気 装 置	点火装置	(※4)(※5) 1 点火アラ ジの状態	(※8) デイストリビュー タのキャップの状態	
	点検時期	(※8) 2		
(略)				

（注①～⑦）（略）

⑧（※8）印の点検は、デイストリビュータを有する自動車に限る。

別表第 6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）(第二条、第五条関係)

点検箇所		点検時期	1 年 ごと	2 年 ごと (1 年ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
(略)				
電 気 装 置	点火装置	(※1)(※2) 1 点火アラ ジの状態		
	点検時期	(※4) 2 点火時期 (※4) 3 デイストリ ビュータのキャッ プの状態		
(略)				

（注①～④）（略）

⑤（※4）印の点検は、デイストリビュータを有する自動車に限る。

附 則

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

別表第 5（自家用貨物自動車等の定期点検基準）(第二条、第五条関係)

点検箇所		点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと (6 月ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
(略)				
電 気 装 置	点火装置	(※4)(※5) 1 点火アラ ジの状態	デイストリビュータの キャップの状態	
	点検時期	2		
(略)				

（注①～⑦）（略）

（新設）

別表第 6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）(第二条、第五条関係)

点検箇所		点検時期	1 年 ごと	2 年 ごと (1 年ごとの点検に次の点) 検を加えたもの
(略)				
電 気 装 置	点火装置	(※1)(※2) 1 点火アラ ジの状態		
	点検時期	2 点火時期 3 デイストリビュータの キャップの状態		
(略)				

（注①～④）（略）

（新設）

○国土交通省告示第二百六十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第三百十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
2 日常点検の実施の方法 (略)		2 日常点検の実施の方法 (略)	
日常点検の実施方法		日常点検の実施方法	
点検箇所	点検項目	点検の実施の方法	点検の実施の方法
(略)	(略)	(略)	(略)
運転席での 駐車ブレーキ・レ バー（パーキン グ・ブレーキ・レ バー）	引きしろ（踏みし ろ）	○ パーキング・ブレーキ・レバーをいつば いに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏 みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしな いかを点検します。	○ パーキング・ブレーキ・レバーをいつば いに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏 みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしな いかを点検します。

点検			
	タイヤ	空気圧	○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールバーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。 ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあつては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検します。
			(略)
			(略)
			(略)
車の周 りから の点検	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。) なお、タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、「運転席での点検」の欄に示された方法に代えることができます。
			(略)
			(略)
			(略)

附1～4 (略)

点検			
			○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールバーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。
			(略)
			(略)
			(略)
車の周 りから の点検	タイヤ	空気圧	○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)
			(略)
			(略)
			(略)

附1～4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点検時期 (年又は月ごと)					点検の実施方法
		自家用乗用車など	自家用貨物車など	事業用車など		被牽引自動車	
				大型特殊			
(略)	(略)	(略)					(略)
制動装置 (ブレーキ)	(略)	(略)					(略)
	引きしろ(踏みしろ)	1年	6月	12月	3月	3月	
○ パーキンズ・ブレーキ・レバー（ペダル）を規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェットがかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、かつ、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検します。 ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。							
(略)		(略)					(略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
		自 家 用 乗 用 な ど	自 家 用 貨 物 な ど	事 業 用 な ど		被 牽 引 自 動 車	
				大 型 特 殊			
(略)	(略)	(略)					(略)
制 動 装 置 (ブ レ ー キ)	(略)	(略)					(略)
	駐 車 ブ レ ー キ 機 構	引 き し ろ (踏 み し ろ)	1 年	6 月	12 月	3 月	
○ パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル）を規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェットがかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、かつ、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検します。							
(略)		(略)					(略)

(略)		(略)					(略)
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離	3月距離
○ リフト・アツツなどの状態で、次の点検を行います。 ・ タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスベア・タイヤについても点検します。 ・ タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・ タイヤの接地面に設けられているウエア・インジケータ（スリッパ・サイン）の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをデイングス・ゲージなどにより点検します。 ○ タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。							
(略)		(略)	(略)				(略)
(略)		(略)	(略)				(略)
動力伝達装置	(略)	(略)	(略)				(略)
	トラクションミ	オイル漏れ、オイル量	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離	(オイル漏れの点検) <M/7車> ○ リフト・アツツなどの状態で、トラクションミ及びトランスフア本体周辺（ケースの

		(略)		(略)		(略)	
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離	3月距離
		○ リフト・アツツなどの状態で、次の点検を行います。 ・ タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスベア・タイヤについても点検します。 ・ タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んでいないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・ タイヤの接地面に設けられているウエア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをデプス・ゲージなどにより点検します。					
		(略)	(略)		(略)		(略)
(略)		(略)	(略)		(略)		(略)
動力伝達装置	(略)	(略)	(略)			(略)	
	トラクション量	オイル漏れ、オイル量	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離	(オイル漏れの点検) <M/T車> ○ リフト・アツツなどの状態で、トラクションミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの

シ ン ・ ト ラ ン ス フ ァ ー							
(略)	(略)	(略)	(略)	合わせ目) やオイル・シール部 からオイル漏れがないかを目視 などにより点検します。 ＜A/T車＞ ○ リフト・アツパなどの状態 で、トランスミッション及びト ランスファ本体周辺 (ケースの 合わせ目) やオイル・シール部 からのオイル漏れがないかを目 視などにより点検します。また、 オイル・クーラ・ホースに亀裂 や損傷がないかを点検します。 (オイル量の点検) ＜M/T車＞ ○ リフト・アツパなどの状態 で、トランスミッション及びト ランスファのフイラ・ブラグを 取り外し、ブラグ穴に指を入れ るなどしてオイル量を点検しま す。(オイル漏れがなければ、オ イル量は正常と判断して、この 点検を省略できます。) ＜A/T車＞ ○ 水平な場所に車両を止め、 パーキング・ブレーキを確実に 作動させてエンジンを暖機し、 アイドリング状態で、ブレー キ・ペダルを踏み込んだ状態で シフト・レバーをゆっくり各レ ンジにシフトした後Pレンジ (車両によっては、Nレンジ) に戻します。そして、レベル・ ゲージによりオイル量を点検し ます。 (トランスミッションオイルの レベル・ゲージがない場合に は、この点検は不要です。) ○ レンジ操作の際、シフト・レ バーに異状な重さやがたがな く、ポジジョン・インジケータ の表示と一致しているかを点検 します。			
				(略)			
シ ン ・ ト ラ ン ス フ ァ ー							
(略)	(略)	(略)	(略)	合わせ目) やオイル・シール部 からオイル漏れがないかを目視 などにより点検します。 ＜A/T車＞ ○ リフト・アツパなどの状態 で、トランスミッション及びト ランスファ本体周辺 (ケースの 合わせ目) やオイル・シール部 からのオイル漏れがないかを目 視などにより点検します。また、 オイル・クーラ・ホースに亀裂 や損傷がないかを点検します。 (オイル量の点検) ＜M/T車＞ ○ リフト・アツパなどの状態 で、トランスミッション及びト ランスファのフイラ・ブラグを 取り外し、ブラグ穴に指を入れ るなどしてオイル量を点検しま す。(オイル漏れがなければ、オ イル量は正常と判断して、この 点検を省略できます。) ＜A/T車＞ ○ 水平な場所に車両を止め、 パーキング・ブレーキを確実に 作動させてエンジンを暖機し、 アイドリング状態で、ブレー キ・ペダルを踏み込んだ状態で シフト・レバーをゆっくり各レ ンジにシフトした後Pレンジ (車両によっては、Nレンジ) に戻します。そして、レベル・ ゲージによりオイル量を点検し ます。 ○ レンジ操作の際、シフト・レ バーに異状な重さやがたがな く、ポジジョン・インジケータ の表示と一致しているかを点検 します。			
				(略)			

電気装置	点火装置	(略)				(略)	
		点火時期	1年	6月	6月	3月	
		デイス トリビ ュータ のキャ ツツの 状態	1年	12月	12月	12月	○ デイストリビュータを有する自動車にあっては、デイストリビュータのキャツツを取り外し、目視などにより、次の点検を行います。 - キャツツ及びロータの汚れがないか。 - ハイテンション・コードの差込部に緩み、さびなどがないか。 - キャツツ内側各端子（セグメント）に焼損及びさびがないか。 - キャツツの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 - センタ・ピースに損傷及び摩耗がないか、かつ、スプリングにへたりなどがないか。
			(略)				(略)
			(略)				(略)
			(略)				(略)
ばい煙、悪臭の	燃料蒸発ガ	デイス トリビ ュータ のキャ ツツの 状態	1年	12月	12月	12月	○ デイストリビュータのキャツツを取り外し、目視などにより、次の点検を行います。 - キャツツ及びロータの汚れがないか。 - ハイテンション・コードの差込部に緩み、さびなどがないか。 - キャツツ内側各端子（セグメント）に焼損及びさびがないか。 - キャツツの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 - センタ・ピースに損傷及び摩耗がないか、かつ、スプリングにへたりなどがないか。
			(略)				(略)
			(略)				(略)
			(略)				(略)

電気装置	点火装置	(略)				(略)	
		点火時期	1年	6月	6月	3月	
		デイス トリビ ュータ のキャ ツツの 状態	1年	12月	12月	12月	○ エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミンク・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせワークを見て点検します。
			(略)				(略)
			(略)				(略)
			(略)				(略)
ばい煙、悪臭の	燃料蒸発ガ	デイス トリビ ュータ のキャ ツツの 状態	2年	12月	12月	12月	○ チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検します。
			(略)				(略)
			(略)				(略)
			(略)				(略)

入排出抑止装置					あるガス、有害なガス等の発散防止装置					
詰まり及び損傷					○ パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、吸気側でニホルドからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検します。 ○ チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検します。 ○ ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。					
	チェック・バルブの機能	2年	12月	12月		○ チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。)				
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)				

(2) (略)

入排出抑止装置					あるガス、有害なガス等の発散防止装置					
詰まりと損傷					○ パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、吸気側でニホルドからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検します。 ○ チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検します。					
	チェック・バルブの機能	2年	12月	12月		○ チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検します。				
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)				

(2) (略)

附 則
この告示は、令和五年七月一日から施行する。

国自整第 25 号の 2
令和 5 年 5 月 23 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の
取扱いに係る教習受講日の期限について」（令和 2 年 5 月 1 日付け国自整第
24 号）により措置を行った時限的取扱いの期日について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局
運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底
方お願い致します。

国自整第 25 号
令和 5 年 5 月 23 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いに係る教習受講日の期限について」（令和 2 年 5 月 1 日付け国自整第 24 号）により措置を行った時限的取扱いの期日について

標記については、「自動車検査員教習実施要領の策定指針について」（平成 15 年 12 月 17 日付け国自整第 125 号）により、2 年を超えない期間内において 1 回に限り教習修了試問のみを受けることができることとしているものについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、同通達で定められた 2 年を超えない期間に教習を受講することができない場合については、別途、指示するまでの間、当該期間を超えていても差し支えないこととしていたところである。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更されたことから、当該時限的措置の期間を令和 6 年 3 月 31 日までとするので了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、「自動車検査員教習を受講した場合における教習修了者とならなかった者の取扱いに係る教習受講日の期限について」（令和 2 年 5 月 1 日付け国自整第 24 号）は廃止する。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

特定整備認証の計画的な申請について（お願い） 経過措置期間が満了するまであと6か月となりました

自動車の特定整備※¹をするための認証（以下、「特定認証」という。）制度が施行され、令和5年9月末で約3年半が経過いたしました。

特定認証の経過措置期間の皆様が、**令和6年4月**以降も電子制御装置整備をしていくためには、**令和6年3月まで**に特定認証の取得が必要となります。

認証を取得するためには計画的な準備が必要であり、今後、申請が集中した場合、運輸支局における審査に相応の期間を要することが予想されますので、**十分な余裕を持った期間に申請**をお願いいたします。

現在



特定認証を取らなくても、古い車だけ整備するから大丈夫！

経過措置期間終了まで時間あるから後で申請しよう。

6か月後、経過措置が満了

令和6年4月頃



先進安全自動車が整備できない（汗）

思ったより割合多いかも・・・

他の工場にもっていこう！

機会損失



対象車両

将来的な機会損失も懸念

経過措置満了後の注意点

- 認証工場は特定認証を取得するまでの間、**対象装置※²を整備できません。**
- 指定工場は点検・整備・検査のすべてを実施できる体制が必要であるため、特定認証を取得するまでの間、**電子制御装置の整備を実施しない場合であっても、対象車両の車検入庫ができません。**

※1 「分解整備」及び「電子制御装置整備」のいずれか又はすべてを行う整備

※2 電子制御装置整備の対象となる装置

四国運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課

特定整備事業の認証までのイメージ



(ご注意)

- 整備主任者資格取得講習は、各運輸支局において日程を定めて実施しておりますので、実施時期を事前にご確認願います。
 (実施時期を過ぎてしまうと受講できないおそれがあります。)
- 申請において、関係団体を経由する場合は、事前チェックに相應の期間を要する場合があります。
- 運輸支局での審査においては、これまでよりも時間を要する場合があります。

計画的な準備と十分な余裕を持った期間に申請をお願いします